旧畠山一清邸新座敷移設復元工事公募型プロポーザル実施要項

１　趣旨

昭和27年頃に東京都港区に建設された旧畠山一清邸新座敷は、平成30年に港区の有形文化財に指定された5棟の建物群の南端部にあり、令和2年に解体され、翌年9月に部材の状態で東京都内に本社のある民間企業から本市に寄附された。

旧畠山一清邸新座敷は、木造平屋、地階付の建物で七畳半の本席に四畳の次の間が接続、路地に面して縁側を張り出し、欄干を置く。室内意匠は、垂れ壁や床の間の湾曲した天板が大変に個性的で、天井板は屋久杉の板目を使用し、建具の金具類は非常に凝ったものを使っているなど我が国を代表する数寄者の一人である畠山一清の感性を伺うことができる建物である。

また、本市出身の偉大な実業家、小林一三は茶会同人であり、書簡や畠山一清の案内による七尾城で吟じたことを証する石碑などから、近代数寄者の最後の世代として両者の交流の深さや信頼関係を間接的に伝えうる建造物であることから、令和5年5月に市の文化財審議会において、市指定文化財として答申され、同月、市指定文化財に指定されたところである。

本事業は、旧畠山一清邸新座敷保存活用計画（令和5年5月24日韮崎市教育委員会）の保存・活用に関する方針に則り、近代の茶の文化を伝える新座敷の本質的価値の一つである茶室としての活用を第一とし、同時に市民の文化活動としての拠点としての利用と、一般への公開との両立を図るものである。

具体的には、新座敷については、１階内部と渡り廊下は、文化財的価値を損なわないよう保全、１階内部を除く部分は、文化財としての価値を守るために厳密な保存を行うとともに、水屋とエントランスの機能を持つ増築棟及び客の待合所となる腰掛待合は利活用について配慮した施工を行うものである。

この活用方針を理解するとともに、市指定文化財であることに配慮した施工を実施する事業者を募集する。

２　概要

⑴　名　　称：旧畠山一清邸新座敷移設復元工事
⑵　事業内容：旧畠山一清邸新座敷（本体、増築棟・渡り廊下、腰掛待合）の移設復元工事に伴う施工
⑶　選考方式：公募型プロポーザル方式
⑷　事業期間：契約日～令和7年3月21日
⑸　事 務 局：韮崎市教育委員会教育課文化財担当
⑹　予 定 額：限度額　金108,829,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　事業者が行う事業内容

(1)　施工監理

①　この工事の施工監理は、委託者の指定する工事監修者及び工事監理者がおこなうこととする。

(2)　施工

①　この工事は図面及び特記仕様書に記載されていない事項についてはすべて国土交通大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」「公共建築木造工事標準仕様書」に基づき施工すること。

②　関係行政機関の指導及び関係法令を遵守しつつ、近隣住民や交通及び作業者の安全等に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理を実施すること。

③　この工事の施工にあたり、委託者の指定する工事監修者及び工事監理者と協議をおこない、その意見に基づき施工すること。

４　募集概要について

⑴　問い合わせ先及び事務局について

〒407-8501　韮崎市水神一丁目３番１号　　韮崎市教育課文化財担当
電　　話:0551-22-1111（内線 269）
ＦＡＸ：0551-23-1215
メール：kyouiku@city.nirasaki.lg.jp

⑵　募集要領等の配布について

場所	韮崎市教育課 文化財担当窓口	市ホームページ
期間	令和６年３月５日（火）から 令和６年３月 22 日（金） ただし、土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日を除く。	令和６年３月５日（火）から 令和６年３月 22 日（金）
時間	午前９時から午後５時	―
配布物	提出書類一覧、各種様式等、旧畠山一清邸新座敷保存活用計画 新座敷設計図書、増築棟・渡り廊下設計図書、腰掛待合設計図書	

⑶　スケジュールについて

時期	事項
令和６年３月５日（火） から３月 22 日（金）	募集要領等配布
令和６年３月 12 日（火）	現場説明会
令和６年３月５日（火） から３月 19 日（火）	質疑受付
令和６年３月 22 日（金）	質疑に対する回答期限

令和６年３月 14 日（木） から３月 19 日（火）	参加表明書の受付
令和６年３月下旬	資格審査に関する結果の通知
令和６年３月下旬 から４月４日（木）	提案書の受付（詳細は別途通知）
令和６年４月 10 日（水）	審査 （プレゼンテーション及びヒアリング審査）
令和６年４月中旬	審査に関する結果の通知
令和６年４月中旬	優先交渉者と協議
令和６年４月中旬	契約の締結

⑷　現場説明会について

①　日時・場所

日時	場所
令和６年３月１２日（火） 午後１時 30 分から午後 3 時	旧畠山一清邸新座敷移設復元工事施工予定地 （韮崎市神山町鍋山 1844-5）

②　留意事項

ア　現場説明会に参加を希望する事業者は、令和６年３月１１日（月）正午までに現場説明会参加申込書により、電子メール（kyouiku@city.nirasaki.lg.jp　教育課宛）、ＦＡＸ又は直接持参のいずれかの方法で申し込をすること。

なお、電子メールで申し込む場合は、件名を「旧畠山一清邸新座敷移設復元現場説明会参加申し込み（事業者名）」とすること。

イ　参加人数は、１事業者につき５名までとすること。

ウ　申込がない場合は実施しない。

⑸　応募資格について

事業者は、以下の条件を満たすこととします。

①　山梨県内に本社（本店）を有すること。

②　山梨県内もしくは近隣県において、過去５年間（平成 30 年４月１日以降契約から令和 5 年３月 31 日完成）に、国、県、市の指定文化財建造物又は国登録文化財建造物の設計及び施工の実績を有すること。

③　当該事業に関して、一級施工管理技士の資格又は 10 年以上の実務経験を有する施工担当者を配置することができる者。

④　当該事業に関して、他の応募者の構成員又は、他の提案書を提出する者の協力事務所（専門分野における技術の提供等を行う企業をいう。）でない者。

⑤　その他、次のア～カのいずれにも該当しないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、会社更生手続き開始の申し立てがなされている者

ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者

エ　韮崎市暴力団排除条例（平成 24 年条例第１号）に規定する暴力団員等

オ　韮崎市から指名停止措置を受けている者

カ　市税、県税、消費税等租税を滞納している者

⑥　２者による共同企業体とすることも可能とする。その場合は、以下の要件を満たす者とする。

ア　共同企業体名は「社名・社名　旧畠山一清邸新座敷移設復元工事共同企業体」とする。

イ　共同企業体の構成員数は２構成員（代表構成員・構成員）によるものとする。

ウ　共同企業体の結成は、自由意思による自主結成方式とする。

エ　共同企業体の構成員の出資比率の下限は 30%以上とする。

⑹　提出書類について

別紙「提出書類一覧」を参照のこと。

①　書類の提出にあたっては、下記「⑺　参加表明書の受付について」を確認のうえ、期限等を必ず確認し、提出すること。

②　Ａ４サイズより小さい書類は、Ａ４台紙に貼り付けること。

③　書類提出の際は、「提出書類一覧」を添付し、提出の有無欄に〇を付して、提出すること。

⑺　参加表明書の受付について

「参加表明書」に規定する書類を提出すること。

①　受付期間：令和６年３月 14 日（木）から令和６年３月 19 日（火）

受付時間：午前９時から午後５時

②　提出場所：韮崎市教育課文化財担当

③　提出部数：９部（正本１部。副本８部については、写し可）

応募書類は、フラットファイル等で綴り、区分ごとにインデックス等を付け、表紙、背表紙に事業者名等、正本副本がわかるように明記すること。

なお、受付印が必要な場合は、１部加えること。

④　提出方法

提出書類は、上記提出期間内に応募者が提出場所へ直接持参すること。郵送及び電子メール等による提出は、受け付けない。

⑤　その他

応募書類の提出は、書類の不備、不足がないよう十分確認の上、期限を厳守すること。

⑻　質問等の受付、回答について

本要領に関する質問は、必ず応募者が「質問書」に質問の内容を簡潔にまとめて記入の上、ＦＡＸ又は電子メールにより送信すること。

なお、ＦＡＸ又は電子メールの送付後は、確認のため、電話連絡をすること。

また、来庁や電話での質問、受付期間終了後の質問は、受け付けない。

① 受付期間

令和６年３月５日（火）から令和６年３月19日（火）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日を除く。

② 留意事項

担当者等に対し、自らの応募書類、提案内容の優劣等に関する質問や、審査内容に係る問い合わせについては、公募の公平性を期すため審査の事前及び事後とも受け付けない。

③ 質問送付先

韮崎市教育課文化財担当

ＦＡＸ：0551-23-1215

メール：kyouiku@city.nirasaki.lg.jp

④ 回答方法

令和６年３月22日（金）までに、市のホームページに掲載するので各自確認すること。

⑼ 提案物の受付について

「提案書」に規定する書類を提出すること。

① 受付期間：令和６年３月下旬から令和６年４月４日（木）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日を除く。

② 受付時間：午前９時から午後５時

③ 提出場所：韮崎市教育課文化財担当

④ 提出部数：９部（正本１部。副本８部については、写し可）

⑤ 提出方法

提出書類は、上記提出期間内に応募者が提出場所へ直接持参すること。郵送及び電子メール等による提出は、受け付けない。

⑥ その他

提案書の提出は、書類の不備、不足がないよう十分確認の上、期限を厳守することとし、詳細は後日通知するものとする。

５ 審査等について

応募書類等の審査を厳正かつ公平に行うため、「旧畠山一清邸新座敷移設復元工事プロポーザル審査委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置し、審査、選定を行う。

なお、応募が１事業者の場合であっても、「別添：審査基準」に基づき選定する。

審査の結果により、提案が本事業実施の目的を達成できないと選定委員会が判断した場合は、事業者の決定を行わないものとする。

⑴ 事業者の選定について

事業者が提案する応募書類に基づき、審査を行い、総合評価点で最も優れた事業者を優先交渉者、次点の事業者を次点交渉者として選定し、選定された事業者と契約する。

⑵　**書類・資格審査について**

参加表明書に記載された内容、会社概要等について、書類・資格の確認を行う。

⑶　**審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）について**

選定委員会は、１事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを行い、「別紙：選定基準」により採点し、得点の高い順に優先交渉者及び次点交渉者を選定する。

①　日時：令和６年４月 10 日（水）

詳細については、別途通知するものとする。

②　プレゼンテーションの方法

企画提案書の内容に基づき、企画提案書に記載した図面や写真等のみを使用し説明を行ったのち、選定委員がヒアリングを行う。

プロジェクター等の使用も可とし、スクリーン以外のパソコン及び周辺機器の環境は、別途案内する。

プレゼンテーション及びヒアリングを含め、１事業者につき 40 分程度とする。

（プレゼンテーション 20 分、質疑 20 分程度）

⑷　**審査の結果通知等について**

①　審査結果の通知

審査結果は、応募者に文書により通知する。

②　応募の概況等の公表

応募の概況、審査結果の概要等については、後日、市ホームページで公表する。

⑸　**事業者の決定等について**

①　事業者の決定

選定委員会において選定された優先交渉者は、詳細な条件等について市と協議の上、市長の決定を受け契約を締結することにより、事業者とする。

ただし、優先交渉者と協議が調わない場合は、次点交渉者と協議を行うものとする。

６　その他の留意事項について

⑴　応募書類の作成、提出、ヒアリングの参加等応募に際し、必要な費用は、応募者の負担とする。

⑵　提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。

⑶　事業者の選定にあたって確認が必要とされた場合、追加資料の提出依頼及び聞き取りを実施する場合があるが、その都度対応すること。

⑷　応募者が次の要件に該当する場合は、本事業の対象者から除外する。

①　参加資格要件に適合していない場合

②　提出書類に虚偽又は不正があった場合

③　提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合

④　応募者及び応募者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合

⑤　その他不正な行為があった場合

⑸　提出された書類は、返却しないものとする。
⑹　提案内容の変更は原則認めない。ただし発注者が認めた場合はこの限りではない。
⑺　本事業の予算は令和６年３月議会の議決を前提とする。

提出書類一覧

（事業者名　　）

No.	提出書類	様式	確認欄
参加表明書			
1	参加表明書	様式 1	
2	グループ構成表（共同企業体を結成する場合）	様式 2	
3	会社概要	様式 3	
4	法人登記簿謄本の写し		
5	建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類		
6	事業実施体制計画書	様式 4-1	
7	配置技術者の経歴等	様式 4-2	
8	事業実施体制計画書に記載した一級建築士の免許証の写し		
9	事業実績	様式 5-1 様式 5-2	
10	文化財建造物の施工の実績を証する書類（契約書の写し）		
11	最新の経営審査結果通知書の写し		
12	最新の経営状況がわかる書類（財務諸表など）		
提案書			
13	提案書	様式 6	
14	事業の実施方針	様式 7	
15	見積書		
その他			
16	現場説明会参加申込書	様式 8	
17	質問書	様式 9	
18	提案辞退届	様式 10	

※募集要項を必ず確認の上、提出する際、チェック欄にレ点を入れてください。

※共同企業体を締結する場合は、構成する事業者ごとに 3,4,9 を提出すること。